研究成果報告書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テ	·一マ 和文) AB	自然環境保全・修復の法システムの構築						
研究テーマ (欧文) AZ		A Study on the Legal Systems on Conservation and Restoration of Nature Environment						
研究代表名	ከタカナ cc	姓)タナカ	名)ケン	研究期間 в	2007年~ 2009年			
	漢字 CB	田中	謙	報告年度 YR	2009年			
	□-マ字 cz	TANAKA	KEN	研究機関名	長崎大学、関西大学			
研究代表者 cp 所属機関・職名		田中謙・関西大学法学部・准教授						

概要 EA (600字~800字程度にまとめてください。)

本研究は、「自然環境全体」ではなく、「湿地」に焦点を絞り、「保全・修復の法システム」について取り上げることとした。その理由として、1)自然環境全体について検討するには時間的に余裕がないこと、2)現在、日本においては、湿地のみを規制の対象とした法律は存在しないものの、今後は総合的な「湿地保全法」を策定すべきであると考えたこと、という2つの理由があげられる。

湿地は、今日もっとも危機に瀕している自然生態系の1つである。1971年にラムサール条約が採択されたが、どのような湿地を、どの程度、どのような法制度で保全するのかについては、すべて締約国の自主的な判断に委ねられていて、日本においては、ラムサール条約の指定登録湿地は、鳥獣保護法の鳥獣保護区や、自然公園法における国立公園の保護地域などにすでに指定されている地域ばかりである。

現行の湿地保全の法システムに対しては、①現行の法システムは、土地所有権を手厚く保護して規制を最小限度に抑える「財産権偏重」の法システムであるとともに、もともと自然はあり余っており、その利用を図るという前提でできているために、自然を保護しようと多少の修正を加えても、今日の自然環境保全の要請に応えることができない、②湿地の自然環境を保全するという機能が非常に弱い一方、自然を過剰に利用する結果、自然環境が破壊されている、③生態系を保全するという観点がとても弱く、過剰利用による生態系の破壊が絶えない、④登録湿地は水鳥重視で選定され、また地元合意を重視しているため、湿地保全の対象地域が適切に指定されていない、⑤ゾーニング手法が用いられ、また既得権が重視されている結果、土地所有者などに対する開発規制がとても甘い、などの問題点を指摘することができる。

今後の課題であるが、湿地一般の保全を目的とした総合的な「湿地保全法」を策定する必要がある。なお、総合的な「湿地保全法」を策定する際には、①土地所有権を手厚く保護して規制を最小限度に抑える「財産権偏重」の法システムを転換し、土地利用規制を強化する、②環境保全機能を強化するとともに、過剰利用を抑制する、③生態系保全の観点を確保する、④ラムサール条約の「国際的に重要な湿地」の選定基準を踏まえて、保全対象地域を適切な方法で指定する、⑤湿地保全対象地域の公有化、戦略的環境アセスメントの実施、湿地の保全と「賢明な利用」を組み入れた利用計画の策定・実施などによって、開発規制を強化する、などの視点を盛り込むことが必要である。

キーワード FA	湿地保全法	「賢明」な利用	土地利用規制の強化	持続可能な利用

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード тд			研究課題番号 🗚						
研究機関番号 AC				シート番号					

発表文献 (この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。)											
雑誌	論文標題GB	湿地保全をめぐる法システムと今後の課題									
	著者名 GA	田中 謙	雑誌名 gc	長崎大学経済学部研究年報							
	ページ GF	51~74	発行年 GE	2	0	0	8	巻号 GD	2 4巻		
雑誌	論文標題GB	釧路湿原をめぐる法システムと今後の課題(仮題)(予定)									
	著者名 GA	田中 謙	雑誌名 GC	関西大学法学論集							
	ページ GF	~	発行年 GE	2	0	0	9	巻号 GD	59巻6号		
雑	論文標題GB										
誌	著者名 GA		雑誌名 GC								
	ページ GF	~	発行年 GE					巻号 GD			
図書	著者名 HA										
	書名 HC										
	出版者 нв		発行年 HD					総ページ HE			
図書	著者名 HA										
	書名 HC										
	出版者 нв		発行年 HD					総ページ HE			

欧文概要 EZ

As space is limited, I will concentrate on the legal systems on wetlands. In this article, we are not concerned with the legal systems on comprehensive environment. In Japan, there is not law to apply to wetlands itself. But it is necessary to institute a comprehensive "Wetland Conservation Act".

Wetlands are now in crisis. The Ramsar Convention on Wetlands was adopted in 1971. But the details about the conservation and the wise use of wetlands are referred to each Contracting Parties. In Japan, the wetlands registered in the Ramsar List are already designated under the current laws such as the Natural Parks Law and Wildlife Protection and Hunting Law etc.

With regard to the legal systems on wetlands in Japan, I can point out five problems. 1) The problem is to make too much of property rights. 2) The problem is to make use of the surplus environment. 3) There is no viewpoint of ecological conservation. 4) The problem is not to designate the wetlands appropriately. 5) The problem is not to regulate the development acts strictly.

In conclusion, I would like to state the following five points. 1) It is necessary to regulate the land use strictly. 2) It is necessary to suppress "Over Use". 3) It is necessary to ensure viewpoint of ecological conservation. 4) It is necessary to designate the wetlands appropriately. 5) It is necessary to regulate the development acts strictly.